

軽自動車税の税率が変更されます!

平成26年3月31日に、公布された地方税法の一部改正に伴い、日野町税条例の一部を改正しました。

①平成27年度より、一律に税率が変更されるもの(解説①参照)

	車種	総排気量など	プレートの色	旧税率(年額) 3月31日まで	新税率(年額) 4月1日から
日野町ナンバー	原動機付自転車	50cc以下	白	1,000円	2,000円
		51~90cc以下	黄	1,200円	2,000円
		91~125cc以下	桃	1,600円	2,400円
		20cc超(三輪以上)	水色	2,500円	3,700円
	小型特殊自動車	農耕作業用	緑	1,600円	2,000円
		その他(フォークリフト等)	緑	4,700円	5,900円
滋賀ナンバー	二輪の軽自動車	126~250cc以下	白	2,400円	3,600円
	二輪の小型自動車	251cc~	白	4,000円	6,000円

②初めて車両番号の指定を受けた日より、税率が変更されるもの(解説②参照)

滋賀ナンバー	車種		税率(年額)	
			現行税率(年額)	新税率(年額)
	軽三輪		a 3,100円	A 3,900円
軽四輪	乗用	自家用	b 7,200円	B 10,800円
		営業用	c 5,500円	C 6,900円
	貨物	自家用	d 4,000円	D 5,000円
		営業用	e 3,000円	E 3,800円

農耕車の ナンバープレートは お持ちですか

軽自動車税は、車両の使用の有無や公道の走行に関わらず、所有している場合に課税対象となります。そのうち、農耕車(トラクタ・コンバイン・田植機等)につきましては、乗用装置付きで、最高速度が35km/h未満で走行できる車両が対象となります。

対象となる農耕車を新規に取得された方、または現在ナンバー(標識)の交付を受けていない車両をお持ちの方は、役場税務課にて、ナンバー(標識)交付の手続きをしてください。



③13年を経過している車両は平成28年度から、税率が変更されます(重課税)(解説③参照)

現行税率(年額)	重課税率(年額) (平成28年度から)	新税率(年額)	重課税率(年額) (平成28年度から)
a 3,100円	4,600円	A 3,900円	4,600円
b 7,200円	12,900円	B 10,800円	12,900円
c 5,500円	8,200円	C 6,900円	8,200円
d 4,000円	6,000円	D 5,000円	6,000円
e 3,000円	4,500円	E 3,800円	4,500円

解 説

①登録されている車両に対して、平成27年度の課税より、一律に税額が変更となります。

軽自動車は、**使用に関わらず、賦課期日の4月1日に登録状態であれば課税されます。**

現在お持ちでない車両が、登録のままになっている場合は、すみやかに下記の機関で手続きを行ってください。

日野町ナンバー(原付・小型特殊)
日野町役場税務課 住民税担当
住所: 日野町河原一丁目1番地
☎ 0748-52-6570(直通)

滋賀ナンバー(軽二輪・小型二輪)
滋賀運輸支局
住所: 守山市木浜町2298番地5
☎ 050-5540-2064

滋賀ナンバー(三輪・軽四輪)
滋賀県軽自動車検査協会
住所: 守山市木浜町2298番地3
☎ 050-3816-7103

②初めて車両番号の指定を受けた日によって、税率が変わります。

指定を受けた日が平成27年3月31日まで

指定を受けた日が平成27年4月1日以降

⇒ 現行税率(年額)

⇒ 新税率(年額)

※平成27年度については、平成27年4月1日に登録された車両のみ、新税率が適用されます。

③最初の新規検査(初度検査年月)より起算し、13年を経過している車両が、対象となります。(平成28年度から)平成14年12月31日以前に最初の新規検査(初度検査)を受けた車両は、平成28年度から重課税率が適用されます。最初の新規検査(初度検査)…車検証に記載のある「初度検査年月」で確認をお願いします。

※車検証の「初度検査年月」の欄に月が記載されておらず、年のみの記載の場合、その年の12月に検査を受けたものとして、取り扱います。(平成15年10月14日までの車検証には、年数のみの記載になります)